

京極町農業委員会総会議事録

(第15回令和6年11月28日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月28日 午後1時30分から2時00分

2. 開催場所 京極町役場 議員控室

3. 出席委員 (10 人)

2 番	森 忠志
3 番	後藤尚浩
4 番	横川順行
5 番	小山憲一
6 番	熊谷 聡
7 番	行天英宏
8 番	堅田 功
9 番	清本勝彦
10 番	粥川一也
11 番	船場 茂

4. 欠席委員 (1 人) 1 番 酒井勇一

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2 報告第1号	総会諸報告について
第3 報告第2号	農地移動斡旋委員会の経過について
第4 議案第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5 議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
第6 議案第3号	農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 史博

事務局 小貫 将仁

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後 1 時30分

船場会長 これより第15回京極町農業委員会総会を開会いたします。
雪が降ったり雨が降ったりと、気温の変化が激しいですね。麦が隠れたり出たりしてよろしくない天気かと思います。気温の変化が激しいので、体調管理も気をつけたいと思います。本日も議案がございますのでよろしくお願いいたします。

事務局長 本日、1番酒井委員は所用により欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。出席委員は11名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は船場会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、2番森委員、3番後藤委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

続いて、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。
委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。
1、第14回京極町農業委員会総会を、令和6年10月24日に京極町役場議員控室で開催しております。
2、令和6年度後志地方農業委員会連合会管外視察研修に船場会長、粥川会長職務代理、酒井委員、森委員、堅田委員、事務局で出席しております。
3、農業経営基盤強化促進法現地調査を11月7日に酒井委員、粥川会長職務代理、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。
4、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会、幹旋委員会を11月11日に京極町役場町民室で開催しております。内容について、申出者は、〇〇〇〇氏、相手方は、〇〇〇〇氏。調査員については、堅田委員、小山委員、事務局で対応しております。
5、同日、農業経営基盤強化促進法現地調査を、幹旋委員会終了後に堅田委員、

小山委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

6、農地法第3条調査を、11月15日に行天委員、後藤委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

7、同じく第3条調査を、11月22日に酒井委員、横川委員、事務局で確認しております。場所につきましては、北海道財務局所管の国有地です。

報告第1号につきましては以上となります。

議 長

ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、報告第2号「農地移動斡旋委員会の経過について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、農地移動斡旋委員会の経過についてご報告いたします。

次のとおり農地の売買につき斡旋委員会を開催したので経過について報告するものとする。令和6年11月28日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。番号1。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。斡旋経過は別紙経過報告による。なお、議案書2ページの斡旋委員会の経過については、委員長より報告をお願いいたします。

議 長

報告第2号、農地移動斡旋委員会の経過について、番号1番を堅田委員より、報告をお願いいたします。

堅田委員

それでは、農地移動斡旋委員会の経過について報告いたします。

番号1番について、斡旋年月日は、令和6年11月11日月曜日午後1時。開催場所は、京極町役場町民室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏、相手方が、〇〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇 〇〇の畑で〇〇㎡。斡旋の成否は成立しております。斡旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金は自己資金です。

以上です。

議 長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第2号の「農地移動斡旋委員会の経過について」を終わります。

続いて、日程第4、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案書3ページをご覧ください。日程第4、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご審議願います。

次のとおり農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので、同条第1項による許可を受けることを要しないものであるか否か審査のうえ受理するものとする。令和6年11月28日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

それでは、議案書4ページをご覧ください。

番号1。賃借人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。賃貸人、京極町〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況とも畑。地積、〇〇㎡。合意解約書作成年月日、土地の引渡日、通知の年月日は、ともに令和6年10月15日。当初の契約。令和5年5月26日から令和10年5月25日まで。解約の理由、合意による賃貸借契約の解約。備考として、農地法第18条第1項第2号に該当。

番号2。賃借人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。賃貸人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、山林。現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。合意解約書作成年月日、土地の引渡日、通知の年月日は、ともに令和6年11月7日。当初の契約。令和5年3月24日から令和10年3月23日まで。解約の理由、合意による賃貸借契約の解約。備考として、農地法第18条第1項第2号に該当。

番号1については、賃貸人より解約の申し入れがあり、双方話し合いの末合意に至ったものと確認しております。

番号2については、別の認定農業者との間で新たな賃貸借契約を結ぶための一連の解約となります。

どちらの案件も、通知年月日より6ヶ月以内に土地の引渡しが行われ、農地法第18条に基づく書面による合意解約がなされておりますので、同条第1項による許可を要しないものであると考えます。

議案第1号につきましては、以上となります。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。

清本委員

1番の賃貸人の所有農地はここだけですか。

事務局

ここだけです。

農業委員会の立場としては、畑を畑として使って頂くことをご理解いただきたいと思っておりますが、元農業委員の賃借人に解約を申し出ているということは、何か考えがあるのだと理解しました。

農業委員の皆様には、今後注視していただきたいと思います。

議 長

他に質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第5、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。森委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(森委員退席)

議 長

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案書の5ページをご覧ください。日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてご審議願います。

別紙の者から農地等の所有権移転及び使用賃借の設定をするための農地法第3条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の可否について議決を求める。令和6年11月28日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の農地法第3条の許可申請は2件で、利用権の再設定が1件、所有権移転が1件です。はじめに、番号1番について説明いたしますので、議案書6ページをご覧ください。

番号1。貸主。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。借主。同住所、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、田。現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。権利の区分、使用賃借。貸借理由、経営移譲年金受給継続のため。土地引渡しの時期、農地法第3条の許可日。契約期間、10年間。借主の経営内容は記載のとおりです。

番号1については、議案書8ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。また、議案書10ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議案第2号の番号1については、以上となります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、1番を行天委員より、報告をお願いいたします。

行天委員 番号1番について、議案書8ページの調査書のとおり、11月15日に調査しました。

経営移譲年金受給継続のために使用貸借契約の更新をするものであり、問題はないと思います。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり決定いたしました。

(森委員着席)

議 長 番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書7ページをご覧ください。

番号2。譲渡人。小樽市港町5番2号、北海道財務局小樽出張所。譲受人。滝川市〇〇、株式会社〇〇。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況とも畑。地積、〇〇㎡。権利の区分、売買。譲渡理由、払い下げをするため。価格、〇〇円で10アール当たり〇〇円。土地引渡し の 時期、農地法第3条の許可日。譲受人の経営内容は記載のとおりです。

番号2については、議案書9ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。また、議案書11ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

	議案第 2 号の番号 2 番につきましては、以上となります。
議 長	ただいまの事務局の説明に関連して、2 番を横川委員より、報告をお願いいたします。
横川委員	番号 2 番について、議案書 9 ページの調査書のとおり、11月22日に調査しました。 この農地は長年の間みなし貸付けされていた土地であり、これまでと経営体が変わらないため、特に問題はないと思います。 以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり決定いたしました。 続いて、日程第 6、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	議案書13ページをご覧ください。日程第 6、議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和 6 年11月28日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。 今月の案件は、1 議案 2 件となっており、所有権移転の計画が 1 件、新規の利用権設定の計画が 1 件です。 それでは、議案書14ページをご覧ください。 番号 1。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、原野。現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和 6 年11月29日。終期、令和 7 年11月28日。期日、令和 6 年11月29日。借賃は、

〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、離農するため。

番号2。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況とも畑。地積、〇〇㎡。法律関係。売買。利用権の設定等の種類。所有権の移転。利用権の期間。移転の時期、令和6年11月29日。対価の支払期限、令和6年12月31日。土地の引渡日、令和6年11月29日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。譲渡理由、賃貸している農地を売買するため。

番号1番については、議案第1号で上程された合意解約後の新たな認定農業者との間で結ぶ賃貸借契約となります。この利用権設定期間中に分筆等の諸手続きを行った上で売買を進めていく予定であることを確認しております。

また、番号2番については、前段に報告のありました斡旋に伴う所有権移転となります。

どちらの案件も、議案書15ページと16ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。また、議案書17ページと18ページに図面を添付しておりますのでご確認をお願いします。

議案第3号につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの説明に関連して、番号1番を粥川委員より、2番を堅田委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

はじめに、粥川委員をお願いします。

粥川委員

番号1番について、議案書15ページの調査書のとおり、11月7日に調査しました。離農を理由に今後農地を売却するための準備期間が必要なため、購入予定者である認定農業者との間で賃貸契約を結ぶもので、特に問題はないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。続いて、堅田委員をお願いします。

堅田委員

番号2番について、議案書16ページの調査書のとおり、11月11日に調査しました。長年賃貸していた農地を売買するもので、問題はないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 号については原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。なければ、事務局より発言を求められておりますのでこれを認めます。

事務局 農地の利用調整等についてとなります。

このことにつきましては〇〇の〇〇〇〇氏の農地幹旋依頼がございました。

これまで地区担当の小山委員を中心に、新たな農地受け手について調整していただいているところでありますが、別添の事務連絡でお示した 1 か所の農地について受け手が見つからない状況になっております。つきましては、委員各位において、新たな受け手を探していただきたく調整をお願いいたします。

なお、当該農地は将来的に売買していただける場合は一定期間の賃貸借でも可である旨聞いておりますので、この点もご承知おきいただいたうえで、次回12月総会までに報告いただきますよう、よろしくお願いいたします。ただし、上程案件等が無く12月総会を開催しない場合は、1月の総会までといたします。また、すぐに受け手が見つかりました場合は、総会を待たずに事務局へご報告いただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

議 長 小山委員から補足等ございますか。

小山委員 この畑を含め、2つの畑の幹旋依頼があり、1つは受け手を見つけられました。こちらの畑も私の地区で相談していましたが、高齢などの訳があって受け手がいなかったため、皆さんの地区で希望者がいないか探していただきたいです。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは以上をもちまして、第15回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 2 時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 1 2 月 2 6 日（木）午後 1 時 3 0 分